

令和6年度八千代市立村上中学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
(最終改定 平成30年5月7日)
令和3年 6月14日改訂
令和4年 4月 1日改訂
令和5年 4月 1日改訂
令和6年 4月 1日改訂

〔 関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省) 〕

はじめに

本校は、「人間性豊かでたくましく生きる生徒の育成」を学校教育目標とし、「『生きる…幸せを求めて』～出あい，触れあい，響きあい」を学校教育テーマに掲げ，自他の別なく皆の幸せを求めることができる生徒の育成を目指している。

本校の多くの生徒は，村上小学校から入学する。全体的に生徒同士の間関係は良好ではあるが，生徒同士の間関係が固定化していく傾向もあり，親しい友達以外とは，積極的にかかわっていこうとする姿勢に乏しくなることもある。そのことに起因し，些細なことから人間関係にひびが入り，いじめに発展する可能性があることも見落としてはならない。生徒同士の間関係づくりのため，多種多様な「出あい」を促し，「触れあい」を「響きあい」の質まで高めていく必要がある。幸い多くの地域の方々も学校教育活動に関心を寄せ，民生委員・児童委員，学校評議員やPTA本部役員等からの意見を聴取しやすい。また保護者も授業参観や学校行事には多数来校し，協力的な姿が見られ，いたるところで生徒の活動を応援してくれる様子が見られる。

平成25年9月に，いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い，本校の全教職員および学校評議員，PTA本部役員とも協議を行い，「学校いじめ防止基本方針」の策定に至った。

1 基本理念について

(1) 基本理念

いじめは重大な人権の侵害である。学校は生徒たちに対して「心身ともに健康な国民の育成」を目指して教育活動を行う所であり，そもそも「教育を受ける権利」を保障する場である。権利が保障されるべき場が，逆に侵害される場となるということは，絶対にあってはならないという視点に立たなくてはならない。いじめは心身の健全な成長に著しい影響を及ぼすこととなる。また，その他の生徒に与える影響も大きい。いじめを放置することは，教育の目的を放棄することにつながるものである。

本校では、いじめに対する認識を教職員が共通理解し、「いじめ防止対策推進法」を遵守し、どの生徒も安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりを目指すものとする。そのためには、生徒自身がいじめをしない、いじめを発見したら放置しないという意識をもつように日々の教育活動全体を通して涵養していかなければならない。また、家庭や地域社会の理解と協力も、いじめのない学校づくりを進めていく上で重要な要素であり、そのために家庭や地域社会への働きかけを積極的に行っていく。

(2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

学校は、「教育を受ける権利」が保障される場である。そのためにはまず、物的にも人的にも、安全安心な環境が確保されなければならない。このことから、いじめが発生してはならない教育機関である。

この認識のもとに学校及び教職員は、「いじめ防止対策推進法」ならびに同法第三条基本理念に則り、在籍する生徒の保護者・地域住民・関係機関と連携を取りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめ問題が起きていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。いじめ問題への対応にあたっては、被害生徒の立場にたつてその情報を正確・丁寧に収集し、適切な情報提供を行うものとする。

2 学校いじめ防止対策組織について

(1) 組織名称と構成員、対応内容

① 日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導部会(週1回定例部会開催)

構成員：教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭

対応内容：情報収集、情報交換、対応指導方針(いじめに係る当該生徒への支援・指導)

② 緊急組織(特設組織)

組織名称：いじめ問題対策委員会

構成員：校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主事、各学年主任

養護教諭、関係学年生徒指導担当、関係学級担任、関係部活動顧問

また必要に応じて

教育相談担当，情報教育担当，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，学校評議員，PTA本部役員，民生委員，児童委員
重大事態への対応：重大事態に対する調査及び教育委員会への報告，いじめを受けた生徒及び保護者に対しての支援，必要な情報の提供，いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

(2) 教職員以外の構成員

①心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

- ・本校配置スクールカウンセラーを活用する。

②福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)

③地域の実情を把握している者(民生児童委員や学区主任児童委員)

※重大事案には，必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV(スクールカウンセラースーパーバイザー)の派遣を要請する。また，状況により市教委と相談し派遣を要請する。

④警察

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①生徒

- ・「いじめは卑怯な行為である」「いじめは重大な人権侵害」との啓発を，年間を通して行う。
- ・ポスターの掲示などを行うことによって，いじめは許されない行為であるという認識を高める。

②保護者

- ・年度始めの学級懇談会において，いじめに対する考え方，予防方法，相談体制，発生時の対処方法などについて説明をする。
- ・学年保護者会などを通し，いじめによる弊害を積極的に啓発していく。

③地域，その他

- ・学校便りやホームページにおいて，いじめの未然防止や早期発見への取り組みなどについて紹介する。
- ・校外生活において，いじめの発見や好ましくない遊びについて学校への連絡や関係機関への通報等の協力依頼を行う。

(2) 教職員について

①日常の取組

- ・教職員の不適切な発言(差別的発言や生徒を傷つける発言等)や体罰は，生徒のいじめを助長することにつながるとの共通認識をもって，お互いが認めあうことができる学校環境をつくる。

- ・学級担任と教科担任，学級担任と部活動顧問，教科担任同士，また部活動顧問同士の連絡を密にし，複数の目で生徒を見守る体制の構築に努める。
- ・校長・教頭は，日常の授業参観を通して，教師と生徒，生徒と生徒との好ましい人間関係の構築に寄与するよう働きかける。

②研修

- ・人権尊重やいじめに関する研修機会をつくり，教職員の意識の向上を図る。
- ・学校人権教育主任やモラルアップ委員会が中心となった校内研修会を開催し，教職員の人権感覚を養うとともに，いじめに対する意識を高める。

(3) 学習指導全般について

- ・「生徒指導の機能を生かしたわかる授業」を目指すことにより，一人一人の生徒に自己決定の場面を与え，自己存在感を持たせ，共感的人間関係の樹立に努める。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すことにより，学習者である生徒らの主体性とコミュニケーション力を育成する。

(4) 道徳教育等について

①「特別の教科 道徳」について

- ・毎週の「特別の教科 道徳」の時間を大切にするとともに，県道徳映像教材を活用した指導を行う。
- ・初若年研修会として道徳の授業を展開し，道徳指導力の向上を全校職員で研修するとともに，生徒の道徳的実践力育成に繋げる。

②教育活動全体について

- ・いのちを大切にするキャンペーン等を実施し，実施内容を職員間で共通理解する。
- ・グラウンド祭（体育祭）等の異学年交流を通して，異年齢の生徒との人間関係づくりを促進する。
- ・学校行事等の学級を中心とした活動を通して，学級内の横のつながりを促進し，学級に対する所属感を持たせる。
- ・校外学習等における，地域や社会の方々とのふれあいを通して，さまざまな立場や役割についての理解を深める。
- ・情報モラル教育を年間計画に位置付けて，系統的に指導を行う。

(5) 生徒会活動等について

- ・生徒会，部長会による「あいさつ運動」等を行い，積極的に人とのかかわりを持つ姿勢を育てる。
- ・子どもサミットや生徒会活動で，地域との交流や社会への貢献活動を行い，自尊感情を高め，他者との交流の大切さを学ぶ機会をつくる。

- ・全校の集会活動や学年の集会活動の機会を利用して、多くの生徒に役割を経験させ、自尊心を高めるとともに、仲間との協力の大切さを学ぶことができるように努める。

(6) 部活動，その他の活動について

- ・部活動顧問会議を通じて、活動の意義やねらい、活動日や活動場所、時間帯を共通理解し、生徒の主体性や活動意欲、協力性や連帯感を育てるよう活動することを共通理解する。
- ・部活動保護者説明会、各部活動保護者会において、意義や活動方針を保護者に理解を求め、協力を仰ぐ。
- ・部活動部長会を中心に、各部活動がお互いに切磋琢磨し合い、またお互いの努力を認め合い、応援し合える環境作りに努める。

(7) 特に配慮が必要な児童等について

- ・教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ・海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認等に係る困り感をもつ児童等については、教職員や児童等において正しい理解が進むよう努め、学校として必要な対応を検討し実施する。
- ・災害等により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・感染症や疾病にかかる差別や偏見などに留意し、適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については、教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い、個人情報取り扱いを慎重に行う。また、感染児童等への心のケアを適切に行い、感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。また、ワクチン接種に関しても、ワクチンを受ける又は受けないことによって、差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないように継続的な指導を行う。

(8) 配付端末（PC・タブレット等）について

- ・一人一台配付されている端末は、正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり、気付かないうちにいじめの加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする危険もあることから、適切な利用に向けてチェックリスト等を使い継続的な指導を行う。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)
※例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施
- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

③八千代市教育委員会主体の調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 6月頃
- ウ 方法 生徒対象 質問紙による
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
- エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出
重大事態と判断される場合は直ちに報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応
※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 第1回 6月頃
第2回 9月頃
第3回 1月頃
- ウ 方法 生徒対象 学校独自質問紙による
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(2) 面談等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 第1回 6月頃
第2回 9月頃
第3回 1月頃
- ウ 方法 生徒対象
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- ・学級担任や部活動顧問，教科担任は，学級生活や学習活動，部活動等において，言葉や服装の乱れ，成績や活動状況，家庭環境や仲間関係の変動等に常に注意を払い，いじめとの因果関係はないか留意する。
- ・学年主任や生徒指導主事を中心に，学年会や生徒指導部会等の定例会議のみならず，日常的に情報交換に努め，複数の目により，目に見えるいじめはもちろんのこと，小さな兆候をも見逃さないための，職員間のネットワークの構築に努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・年度始めの学級懇談会や部活動保護者説明会等の機会を利用して，家庭内で些細なことであっても，気がかりなことがある場合は，学校への連絡を，また学校からも生徒の人間関係について気になることがある場合は，家庭への報告を積極的に行う等，相互の協力の必要性を理解してもらおう。
- ・学校における教育相談や，スクールカウンセラーの配置（勤務日や相談手続き等）について，周知しておく。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談通報してきた生徒には，誠実に対応することを心がける。

②学校以外

- ・年度当初，全生徒へ **SOS** カード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を生徒と保護者に周知する。

「おもな相談窓口（緊急）」

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

「おもな相談窓口（一般）」

機 関 名	電 話	(休業日等詳細はHPでご確認下さい) 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金)8:30～16:30 要予約
千葉中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)8:30～17:00
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用 SOS E-mail 有り

※上記機関とも連携をしながら、いじめの早期発見や対応にあたる。

(2) 相談・通報に関する指導について

- ・4月当初の全校集会において、全校生徒に対し、全職員が相談窓口であることを伝えるとともに、いじめについて相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者(通報を受けた者)は、事実確認が十分でなくとも、学級担任や部活動顧問に、状況に応じては直接学年主任や生徒指導主事に報告する。

発見者→学級担任 →

(情報共有化)
学年主任 ⇔ 生徒指導主事 ⇔ 教頭・校長
(学年会) (生徒指導部会)

発見者→部活動顧問 →

- ・学年主任及び生徒指導主事は、すぐさま教頭及び校長に報告し、学年会、生徒指導部会を開催し、情報を共有化する。

(2) 対応について

①認知について

- ・報告を受けた学級担任、部活動顧問は、いじめを受けていると思われる生徒の心情を汲み取って、早期に情報収集する。
- ・学年会や生徒指導部会組織で、報告された事案について対応を検討する。検討すべき情報が不足していると思われる場合には、組織でさらに情報の収集に努める。
- ・校長及び教頭へ報告すると共に、校長はいじめ問題対策委員会を開催し、いじめの認知を判断する。

②いじめと認知した後の対応

- ・いじめ問題対策委員会において対応方法等を検討し、実施する。
- ・いじめられている生徒の心情を汲んだ対応を心がける。
- ・日常生活の上で、いじめられている生徒が再びその対象となることがないように安全を確保する。
- ・いじめ問題対策委員会が中心となって、いじめの実態を適切に把握する。
- ・いじめられている生徒の家庭はもちろんのこと、いじめている側の家庭にも早期に情報を連絡するよう努め、早期の解決に努力する。
- ・事後観察を十分に行い、いじめの再発防止に努める。
- ・いじめの内容によっては、関係諸機関への情報提供や協力依頼を行い、いじめの早期解決に努力する。

7 支援・指導について

(1) いじめを受けた生徒へのケア・保護者への支援について

- ・いじめを受けた生徒の安全を確保することを第一に考え、安心感を与えるように対応する。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングをはじめとする心のケアを行うとともに、いじめを受けた生徒の心の健康回復が早期に行えるよう組織での対応を心がける。
- ・いじめを受けた生徒の保護者に対しては、事実が確認でき次第家庭訪問や電話連絡などによって事実関係を説明し、今後の対応について生徒の健康回復の方法を話し合い、連携していくよう努力する。

(2) いじめを行った生徒への指導・保護者への助言について

- ・いじめは人権を損なう行為であることを理解させるとともに、いじめを行ったことに対する責任の重大さを自覚させ、いかなる時も、他人の人権を損なうようないじめは絶対に行ってはいけないことを理解させる。
- ・いじめを行った生徒の学級担任や部活動顧問等の関係教職員が家庭訪問や電話連絡等を行って事実関係を報告するとともに、今後、同じ行為が再発しないように対応について家庭と協力して生徒の指導にあたることを確認する。
- ・いじめの背景にあるものを探り、当該生徒の心のケアを行う必要性についても留意する。
- ・必要に応じて他校や青少年センター、八千代警察署等の関係機関と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・いじめに直接かかわらなくとも、いじめの事実を知っていながら止められない、通報できないことも間接的にいじめにかかわっていることを考えさせ、いじめられている立場に立って通報する勇気の大切さを理解させる。
- ・必要に応じて、学年集会や全校集会を実施していじめの及ぼす影響について指導を行い、いじめが広がらないように適切に対応を行う。

(4) いじめの解消について

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められているが、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

【いじめが解消している状態】

① いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

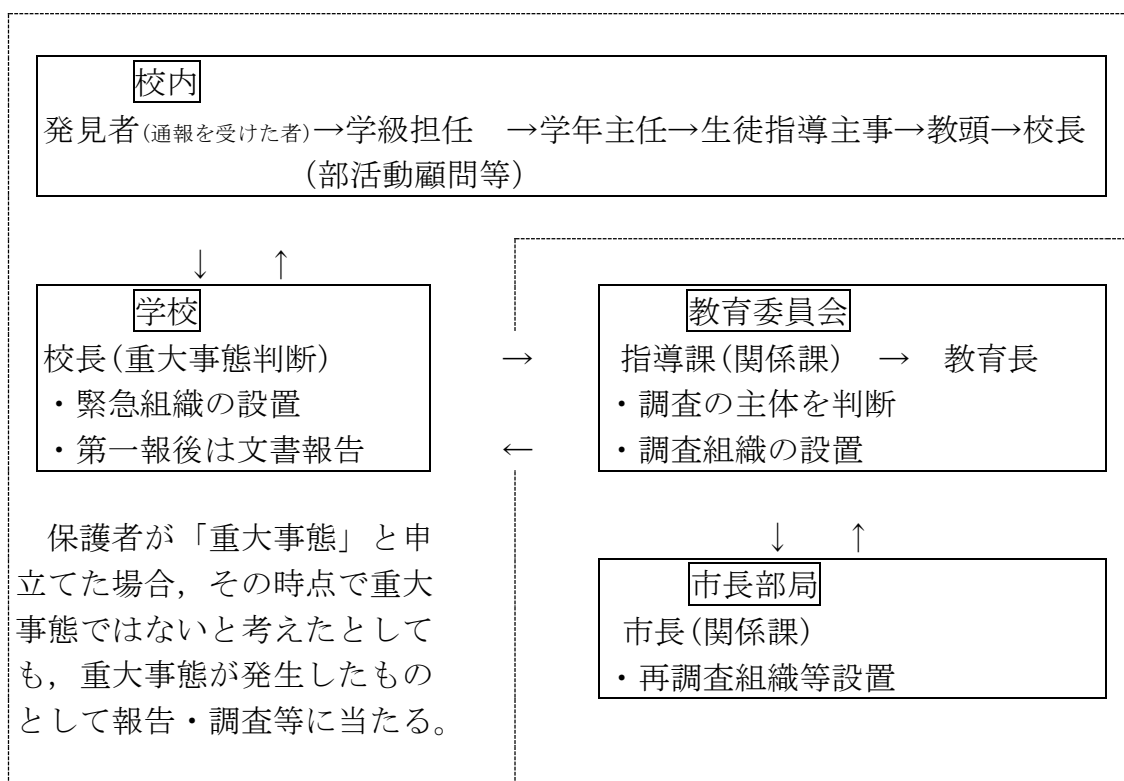
8 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり。

(3) 対処について

① 学校が調査の主体の場合

- ・ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・ 記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、生徒への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。

- ・調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- ※いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、被害生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

②教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会の調査組織が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表，点検，評価等について

(1) 公表について

- | | |
|--------------------|----|
| ①年度当初「学校だより」等により紹介 | 4月 |
| ②学校ホームページへ本基本方針掲載 | 4月 |

(2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

- | | |
|-----------------------------|----|
| ①「学校いじめ防止基本方針」策定状況調査(教育委員会) | |
| ・策定における教職員のかかわり等について | 4月 |
| ②「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査(教育委員会) | |
| ・運用状況について | 6月 |

(3) 評価について

- | | |
|-------------------------|----------|
| ①学校評価 | |
| ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 | 12月 |
| ②学校評議委員会 | |
| ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 | 評議委員会開催時 |
| ③教育委員会報告 | |
| ・評価内容を市教委へ報告する。 | 2月 |

(4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。